

愛知教育大学

名誉教授 増田樹郎

1 「現場」とは

「いのちの営み (bios)」とは、生命／生活／人生が一人ひとり個別・人称的に立ち現れることです。そうした個別性がまず見透せる関係が成り立っているかどうか現場たる所以です。他方、こうした個別性に解消されない、つまり誰もいのちを経験している存在(生と死を含むいのち vita)であるという意味で、これを「いのちの働き (zoe)」と呼ぶことができます。支え、支え合う現場とは、こうしたいのちの経験を共にする場所にほかなりません。

その意味からすれば、身体介護と生活支援のみの仕組み、ましてや介護と訓練(就労)のみの枠組みがいかに歪で貧相であるかがわかります。障がい者であるがゆえに支援を不可欠とするとしても、それはひとえに現場がいのちの経験を体現する場所たり得るかということよってはじめて裏付けられるのです。

2 作業所から事業所へ

「草莽に生きる」ということばがあります。かみ砕けば道なきところに道をつくる気概とも言えます。日本の障がい者支援は、いまも昔も「親なき後」の自立像、つまりは親(家族)によって拓き、その手を離してもなおわが子が生きていくために、作業所という障がい者の場所づくりを担ってきました。当時は、保護と更生のみの福祉法のなかに「地域」や「権利」はなく、「生きがい」や「働きがい」を充たしていく環境もなかったからです。はじめに作業所が求め続けたことは、地域においてふつうに生きる「いのちの営み」を実現していくことであったということができます。

作業所が大きく変貌したのは、言うまでもなく障害者自立支援法(現・総合支援法)の施行でした。新たな「自立」観を軸とした施策は、大きくは「介護」と「訓練等」という事業体系であり、作業所は事業所として再編されていきました。周知のように、前者では障害程度、後者は就労能力等がポイントです。脆弱な経営基盤であった作業所が、報酬体系をとおしてまがりなりにも運営の見通しを得たという評価がある一方で、作業所としての初心が揺らぎはじめたという声も聞こえてきます。

「静岡県作業所連合会・わ」による利用者・家族の調査(2013)に携わったとき、工賃向上が大きな関心事となり、支援計画等も重なり、ともかくも仕組みやノルマを消化していくことに余裕のない状況が生まれ、結果として利用者支援の質のみならず、事業所に働く職員の資質をも変えていることを知りました。

たしかに障害支援区分や就労支援の枠組みは、これまでの障がい者観を一変させました。前者でいえば、区分に基づく計画相談のレベル低く、利用者は支援のもとに「統合」されたのではなく、障がい程度ごとに「統一」された印象があります。後者でいえば、事業所経営のために「働かせ方支援」が強まりこそすれ、「働き方支援」は深まらず、ましてや「働きたい支援」には及ばない状況があります。制度の理念としてインクルーシブな

労働環境を掲げているとしても、福祉就労と一般就労の埋めがたい狭間に、能力主義によるイクスクルージョンが歴然と浸透しています。「量から質への転換」「工賃・賃金向上」という指針が市場の波のなかで大きく揺れているとも言えます。

3 「引き算の支援論」を超えて

総合支援法を顧みるまでもなく、「介護」と「訓練等」が必要だという障がい観は、「現場」のもっとも根強いパラダイムです。障がいがあるがゆえに、この二つのサービスを支援計画に載せ、彼らの地域生活を支えていくプログラムが求められます。とは言え、この二つのコンセプトから見える利用者のアセスメント・イメージは、いつも「引き算」としての「課題指向」（分析）でしかありません。障がいがどのような状態像をもつかは、支援の質が決定的に影響します。生命／生活維持のための介護、就労等のための訓練等は支援全体の一部でしかありません。障がいのありようは千差万別であり、自立の姿もまた多様です。

2014年にサービス評価ツールの開発（静岡県作業所連合会・わ）に取り組んだ際に、まず確認したことは、個々の事業所の「課題指向」（消極的改善）を転じて、事業の総体に対する近未来への「目標指向」（積極的支援）への転換を図る取り組みにすることでした。すなわち、事業内容を「採点」という誤ったイメージを払拭して、利用者・職員が共に参画・協働していく事業所のあり方を求めていくことでした。共に目標を指向することではじめて、達成感や満足感が生まれるからです。もとより地域住民の理解と連携による開かれた運営もまた評価のねらいの一つです。

そもそも作業所は、障がいのある人が地域に生きる場所として、活動や就労の基盤でもあり、地域交流の拠点でもありました。そうした多機能性は、利用者のニーズの多様性であり、これに応える形で多くの地産地消のサービス・メニューをつくってきた「福祉の論理」そのものでした。

障がいのある人の地域での「ふつうの暮らし」をどう実現していくのか。たとえ事業（所）化が目的的になったとしても、作業所が眼ざしてきた理念はいまもなお利用者の変わらぬ夢であるはずなのです。

4 「松のことは松に習え」

あるシンポジウム（静岡県作業所連合会主催の本人・職員研修会）の席上でいまも忘れ得ぬ根源的な体験があります。フロアからの発言を壇上からマイクをとおして聴いていると、〈本人〉の声がうまく聞き取れず、ときに機械的な音としてしか伝わってきません。ところが、フロアに降りて、〈本人〉の眼を見ながら身近で聴くと、その息づかいも想いもすべてが肉声として響き、語りという文脈のなかで生き生きと彼らの心象風景が伝わってきたのです。障がいがあるが壁となっているわけではありません。語りかけと応答の関係がそこに成り立っていることを痛感しました。

言うまでもなく事業プログラムや区分コードが支援の基準ではありません。利用者の生活／人生を映し出している「生きられる時空間」こそが現場であり、利用者の「生きられた体験や語り」が聴こえてくる関係こそが支援の本来性なのです。